

〔研究ノート〕

国際的会計基準に準拠したのれんの会計処理

Accounting for Goodwill according to the International Accounting Standards

壁谷 順之・後藤 宏行

KABEYA Nobuyuki, GOTO Hiroyuki

kabeya@alice.asahi-u.ac.jp

gotoh12@alice.asahi-u.ac.jp

目次

1. 序
2. 会計基準に準拠したのれん
3. 企業結合におけるのれんの構成要素
4. 企業結合におけるのれんの経済的意味に関するさまざまな見解
5. のれんに関する減損テスト
6. 跋
〈引用・参考文献〉

1. 序

のれんは継続企業価値のうち、財務諸表には記載されないが取得された時に初めて生じる要素であり、一般に会計基準では、(i)将来の経済便益の価値、(ii)個別には識別されず、かつ単独では認識されない資産から発生する、と定義されている潜在価値である。のれん研究での論旨展開にとって有用な予備的問題として、企業結合が生じた時ののれんの会計処理について国際的会計基準が定めた規則が挙げられる。このような会計基準では買入れのれん（購入のれん）を取り上げており、企業の自己創設のれんを計上する可能性を排除している¹。

2. 会計基準に準拠したのれん

本研究の一環として焦点を合わせるべきは下記の2点である。

(i) 企業結合から発生するのれん。

(ii) 国際的会計基準である国際会計基準 (IAS)、国際財務報告基準 (IFRS)、財務会計基準書 (SFAS)。

会計基準 SFAS 第141号 (企業結合) および IFRS 第3号 (企業結合) は近来、再検討されている (それぞれ2007年12月と2008年1月)。これ以前に会計基準 IFRS 第3号および SFAS 第141号ではパーチェス法の使用を定めており、それによれば企業結合で買収された企業の資産と負債は、その公正価値に基づいて計上しなければならない。企業結合から発生するのれんは、支配参加に対する結合企業の支

¹ Jennings & Thompson (1996).

払価格と被結合企業の純資産の公正価値（持分に応じた）との差額に等しい。それゆえ、こののれんの会計記録は企業結合に関して支出された費用に基づくものである。

例えば、A社がB社のうち60%の資本株式を140の価格で取得すると仮定してみよう。そのうえ被買収企業の資産の正味価額は200に等しく、またB社は全額、自社の資本で資金調達をしていると仮定しよう。最後に、取得資産の帳簿価額は100に等しいと仮定しよう。買収企業の連結財務書類には以下の価額が結果として記入される。

- (i) 資産欄には取得資産の現在正味価額200と、 $140 - 120$ の差額によって得られる20、すなわち、支払価格と取得資産のうち持分に応じた価額（200の60%）との差額に等しいのれんが表示されるだろう。
- (ii) 負債欄には少数株主資本に80（200の40%）の価額が表示されるだろう。

資産欄の価額（220）と負債欄の価額（80）との差額が140となる。念のために言うと、持分プーリング法（以前のIAS第22号で、また一定の条件の下に、1970年代に公表された監査実務委員会（APB）意見書第16号で認められた基準）によれば、上記の設例についての会計処理は違ってくるだろうということを記憶する必要がある。

図1 パーチェス法

	資産	負債	
取得資産の 正味価額	200	80	← 少数株主持分
のれん	20		
		140	← 総取引費用

- (i) 買収企業の連結財務報告書の資産欄にはパーチェス法と同一価額ののれん、すなわち140と120の差額（20）が表示されるが、取得資産の正味価額は、買収企業の比例的持分としての公正価値（200の60%、すなわち120）と少数株主の比例的持分としての帳簿価額（100の40%、すなわち40）従って総価額160（200ではなく）で記入されただろう。
- (ii) 負債欄では少数株主持分に40の価額（80ではなく）が記入されるだろう。

持分プーリング法では継続性の視点で被結合企業の会計的評価額に対する対価を許容するが、理論的視点から、この方法は企業結合が株式交換を通じた既存の財産権の結合によって確定される状況、つまり真の結合企業を特定するのが可能ではないような状況で適用すべきである²。

続いてSFAS第141号とIFRS第3号で提起された新規性の分析に移る。この2つの会計基準に関して最も重要性の高い改正は、パーチェス法（振り替えた企業結合の対価をもとに構築される）から取得法（被結合企業全体としての公正価値をもとに構築される）への移行と全部のれんの導入によって示される。取得法によれば、参照値はもはや企業結合に対して支出した費用ではなく、むしろ被結合企業の公正価値である。換言すると、結合企業ではたとえ被結合企業の株式全部を取得していなくても、取得日に当該企業の公正価値総額を計上しなければならない。のれん価値は下記の(i)と(ii)の差額として

² Johnson (1999), Johnson & Petrone (2001).

算定される。

(i) 振り替えた対価の取得日公正価値と被結合企業に対する非支配持分価額との合計。

(ii) 取得した識別可能資産と引き受けた負債の公正価値。

SFAS 第141号では非支配持分価額が公正価値で測定されることを要求しているが、IFRS 第3号では被結合企業の識別可能純資産の公正価値か比例的持分のどちらかで非支配持分価額を測定する可能性を認めている。この2つ目の仮定は結局、パーチェス法によって提供される会計モデルに戻る。少数株主持分の公正価値の測定は、もし存在するなら、結合企業が保有しない普通株の好況市場価格に基づくものである。このような価格が入手できない場合には代替的評価方式を使用すべきである。

ここで、230に等しいと仮定された被買収企業全体（B社）としての公正価値に関連する新たなデータを追加して、前述の数値例を検討する。この企業結合についての未処理価額は次のとおりである。

(i) 振り替えた対価の公正価値140。

(ii) 識別可能資産200。

(iii) 非支配持分の価額（識別可能純資産に対する比率として測定される）80（200の40%）。

(iv) 非支配持分の公正価値（この場合は230 [企業体価値の100%] と140 [資本株式の60%に対する支払価格] との差額として測定される）90。

(v) のれん価値は、もし非支配持分が識別可能純資産に対する比率として測定されたならば、 $[140 + 80 - 200]$ 、すなわち20に等しくなるだろう（既に分析済みの会計処理法（パーチェス法）で得られたのと同一の計算結果）。

(vi) 全部のれん価値は、そうではなく、もし非支配持分が公正価値で測定されたならば30（ $140 + 90 - 200$ ）に等しくなるだろう。なお、被買収企業全体としての公正価値（230）と識別可能資産の正味価額（200）との差額によって同一の計算結果が得られる。

全部のれんの論理によれば、買収企業の連結財務報告書には次のような価額が表示されることになる（図2を参照のこと）。

図2 取得法

	資産	負債	
取得資産の 正味価額	200	80	
		+ 10	← 少数株主持分
全部のれん	30		
		140	← 総取引費用

(i) 資産欄には被買収企業の資産の現在正味価額200と、被買収企業全体としての全部のれん価値30が表示される。

(ii) 全部のれん方式によれば、純資産価値が持分にに応じて少数株主に帰属しうだけでなく、のれん価値も少数株主に帰属しう。要するに30の価額（全部のれん）は、その一部が過半数株主に帰属し、また一部が少数株主に帰属しう。過半数株主に帰属しうのれんは取引費用（140）と持分に応じた資産価値120との差額として求めることができ、それゆえ20に等しくなる。

(iii)負債欄では少数株主資本は依然として80 (200の40%) のまま、しかし全部のれん (30) と過半数株主に帰属しうるのれん20との差額によって得られる少数株主のれんの持分10が加算されることになる。

連結財務書類では、資産欄に表示された額の合計 (200+30=230) と負債欄に表示された額との差額が総取引費用である140の価額となる。他方、資産欄には被買収企業ののれんの全額 (ここでの設例では30に等しい) が表示される。この価額にはまた、少数株主に帰属しうるのれんが含まれる。このように資産欄に表示されるのれん価値は、取得した資本株式の大きさとは無関係である。

最後に、また別の稀少事象について手短かに言及する。時には實際上、企業結合に対して結合企業が支出した総費用と取得した資産、負債の正味公正価値との差額が負数となることがある。この場合は負ののれんが発生する。負ののれんは結合企業にとって正の収益構成要素を表すことになり、損益計算書に算入しなければならない。この事象は会計的、経済的性質のさまざまな原因がある。会計的原因を考慮せず経済的原因に注意を払うと、負ののれんは結合企業にとって有利な取得として説明することができるが、結合企業はその純資産の公正価値よりも低い価額での当該企業の売却をいとわない売り手を捜し出すことになる。

3. 企業結合におけるのれんの構成要素

企業結合から発生する会計上ののれんは、理論的視点から次の6つの要素に分類することのできる複合価値である。

- ①取得した純資産の公正価値とその会計的評価額との差額。これは被結合企業に帰せられる経理ミスと会計基準の保守的傾向との両方に起因するものである。
- ②被結合企業の財務報告書には表示されない無形資産の公正価値。
- ③被結合企業単独の自己創設のれん (継続企業のれん)。これは企業結合に関係なく、被結合企業の期待経済的利益 (異常収益) の資本還元起因するものである。
- ④分割可能な相乗効果 (シナジー)。言い換えれば、結合企業の傘下に入ったため被結合企業が獲得することのできる経済的利益の実質価値。
- ⑤分割不能なシナジー。つまり企業結合のため結合企業によって獲得しうる経済的利益の実質価値 (支配権プレミアムを含む)。
- ⑥支払方法または交渉時期による、企業結合に対する支払価格の過大評価あるいは過小評価。

各構成要素の経済的性質の説明にこだわらず、実際に異常収益の資本還元起因する価値である中核のれんが上述の項目③、④、⑤、すなわち継続企業のれんと分割可能、分割不能なシナジーに限定されると述べることは可能である。そのうえシナジー価値は、特定の企業結合との関係でのみ重要である (その企業によって内部創出されたものではない)。項目③、④だけが持分に応じて過半数株主と少数株主の間に分割可能となるが、項目⑤ (分割不能なシナジー) は本質的に分割可能ではなく、従って少数株主のれんを構成する際にはまず貢献しないだろう。今、こうした側面が全部のれんの会計処理法によってどのように調整されるのかを確かめてみる。国際的会計基準は、被結合企業に対する結合企業の持分の公正価値と一株当たり基準による非支配持分とは、実際に前述の設例で生じているように異なる場合があるということを知づかせてくれる (IFRS 第3号のB45を参照のこと)。現に設例では30に等しい全部のれんの価値は、過半数株主と少数株主の間に比例配分されていない。実際にもし比例配分されたなら、過半数株主は18 (30の60%) に等しい価額を得ただろうし、少数株主は12 (30の40%) の価額

を得ただろう。全部のれん価値の一部だけが理論的には分割可能要素として分割されるが、分割不能要素は経理部長にのみ委ねられているはずである。この説は、次の数値例で更に検討されることになる。

過半数株主に帰属しうるのれんは、支払価格（140）と持分に応じた純資産価値（120）との差額として計算される。その支払価格は、被買収企業の公正価値の60%（230の60%、すなわち138）の代価としては2だけ高い。これは、その価格の中に支配権プレミアムなど偶発的に取引や買収企業の持分に関連した事象が含まれているために発生する。こののれん要素が少数株主に帰属することはありえない。数値的には、少数株主に帰属する価値10は分割可能要素の40%に等しく、従って分割可能要素は25に等しくなるだろう（要するに25の40%が10に等しい）。それゆえ、過半数株主に帰属しうる20の価値に下記のものが入入されていると断言することが可能である。

(i) 分割可能価値のうちの比例部分（25の60%、すなわち15）。

(ii) 分割不能要素の100%、すなわち5。

米国で実施され、1990年から1994年までの期間にわたる1,576の企業結合を検討した調査結果が、こうした状況を明確にしている。Henningらは被結合企業の財務書類から、かつ一部は金融市場から得られる情報の全てを利用して、企業結合に対する支払価格と会計上の持分との差額から生じる価値を分析した³。この2つの価格間の差額は、以下の4つの構成要素に分類された。

(i) 被結合企業の有形・無形資産の公正市場価値とその会計的評価額との差額による価値増加または価値減少。

(ii) 被結合企業単独ののれん価値、すなわち継続企業ののれん。これは市場との最初の情報交換より6日前の被結合企業の市場価値（買収提案前の市場目標価格）と、現在価値で表示される被結合企業持分との差額として算定される。

(iii) 企業結合から生じる相乗効果（シナジー）の評価額、すなわちシナジーののれん。これは時価によって表示され、企業結合に参加している企業の市場価格の純増分に基づいて計算されるもので、その企業結合に関するそれぞれの情報交換の11日後を基準とする。

(iv) のれんの残存評価額、すなわち残存のれん。これは企業結合に対する支払価格と、その企業結合に関する最初の情報交換より6日前の市場価値である被結合企業の評価額との差額として算定される。従って、要するに分析が許される価値は下記のものである。

(i) A：被結合企業持分の会計上の正味価値。

(ii) B：価格（支払価格）。

(iii) C：現行価値で表示される持分価値。

(iv) D：いわゆる評価増し。これはCとAの差額である。

(v) E：企業結合によって獲得しうるのれん価値。これはBとCの差額として計算できる。

企業結合価値(B)が100%に等しいと仮定すると、これによって次のような価値が獲得されるだろう⁴。

(i) 会計上の持分価値 = 31.4%

(ii) 現在価値で表示される株主資本44.5%並びに剰余価値(C-A) 13.1%。

(iii) のれん価値55.5%。これは下記の要素から成る。

・ 継続企業ののれん11.6%

・ シナジーののれん26.9%

・ 残存のれん16.9%

³ Henning et al. (2000).

⁴ *ibid.*

4. 企業結合におけるのれんの経済的意味に関するさまざまな見解

さて、のれんの経済的意味に関する若干の考慮すべき問題点を、そのさまざまな会計概念において、何よりも全部のれんの導入の観点から強調することが可能である。全部のれんの主要目的は取得法を企業結合全てに適用することから成る。これは、結合企業による被結合企業の資本株式の取得が100%未満の場合でも、そしてその株式取得が連続的な段階を経て実現される場合でも、その取得日に被結合企業の公正価値総額を計上するというに等しい。全部のれんの適用は財務報告書情報の経済的重要性を高め、また、支配権獲得後に取得した株式の会計記録の場合のような多少の曖昧さを解消してくれるはずである。一般的に言って、さまざまなのれん計上方法はさまざまな基本的会計概念に応じて変わる⁵。要するに、以下の3種の見解を見極めることが可能である。

- ①のれんは資産ではなく、被結合企業の経済的資産の取得に対して結合企業が支払ったより高い価額にすぎない。必然的に、のれんの価額は結合企業の株主資本から控除されなければならない。
- ②のれんは対象会社の支配権を獲得するために結合企業が行なった投資の一部である。この場合、のれんは支配権獲得に対する支払価格と取得した経済的資産の持分に応じた公正価値との差額として、被結合企業の連結財務書類に表示されなければならない。
- ③のれんは一般的な資産であり、その価値は多くの変数によって決まるが、結合企業が支配権を獲得するための資本株式の大きさに関係なく、何よりもまず被結合企業の戦略的資産に起因するものである。この場合、会計制度ではのれんを全部のれんとして表示する傾向がある。

5. のれんに関する減損テスト

昨今における全部のれんの会計処理法の導入は、減損テストの手順にも重大な影響を与えている。話を簡単にするため、本節では国際会計基準 (IAS) と国際財務報告基準 (IFRS) のみ取り上げることにする。減損テストは会計基準のIAS第36号に準拠した資産価値の定期的評価から成っており、それに基づいて有形・無形資産は、その回収可能価額を上回ることがなくその資産の売却価格と使用価値のうち高いほうに等しい価額で、財務報告書に表示されなければならない。資産の正味売却価格は、応諾した要素と入手可能な要素との売買で販売費用控除後、その資産の売却から獲得しうる金額と定義される。使用価値はそうではなく、資産の使用と最終売渡しによって期待される将来の資金の流れの実質価値と定義される。この会計基準は資産の全てに適用されるが⁶、無限の耐用年数を持つ無形固定資産に関しては少なくとも年1回、減損テストが実行されなければならない。のれんの減損テストでは、のれんの水平分析が必要となる。実際にのれんは他の資産との相乗効果 (シナジー) によって便益を生み出すので、減損テストの目的では資金生成単位 (CGU)、すなわち他の資産または資産グループによって創出されるキャッシュフロー (資金の流出入) の影響を受けずにキャッシュフローをもたらす最少数の業務から成る組織上の下位体系に配分されなければならない。減損テストの目的でのれん評価は、のれんが全部または一部配分されたCGUの評価を通じて行なわれる。従ってこの場合、CGUの会計的

⁵ Ding et al. (2007).

⁶ 減損テストは下記以外の全ての資産の減損会計で適用されることになっている。

(i) 棚卸資産 (IAS第2号), (ii) 建設請負契約から生じる資産 (IAS第11号), (iii) 繰延税金資産 (IAS第12号), (iv) 従業員給付から生じる資産 (IAS第19号), (v) IFRS第39号『金融商品—その認識と測定』の及ぶ範囲内にある金融資産, (vi) 公正価値で測定される投資不動産 (IAS第40号), (vii) 農業活動に関連し、見積販売時費用控除後の公正価値で測定される生物資産 (IAS第41号), (viii) 繰延取得費用と無形資産。IFRS第4号『保険契約』の及ぶ範囲内の保険契約に基づいた保険者の契約上の権利から生じるもの, (ix) IFRS第5号『販売目的保有の非流動資産と廃止事業』に準拠して販売目的保有として分類された非流動資産 (または除却資産)。

評価額がその回収可能価値を上回ることはありえない。CGUの会計的評価額が回収可能価値を上回る場合、その価値減少は全て、のれんに起因する。こののれん配分がCGUの価値減少を補填しきれない場合、会計的評価額に比例したその残余部分はCGUの業務に帰せられる。

価値評価方法において採用すべき問題解決策については、無形資産評価に焦点を合わせた将来の研究に俟つとして、ここでは2種の会計処理法であるパーチェス法と取得法に基づいて減損テストがどのように展開されるかを検討する。最初の設例では、のれん価値は20に等しかった。この価値は全部、取得された子会社（CGUの構成要素となる）に配分されると仮定しよう。20の価値は全部のれんではなく過半数株式の取得のみに関連したのれんであり、この場合は60%に等しい。従って、取得されたCGUを評価しようとする際に問題が生じる。つまり、CGUは全体として評価される（全体としての公正価値）が、減損テストの適用を受けるのれんは過半数持分（60%）のみに関してのものである。このことはのれん価値の割戻しを意味する。相対的回収可能価値と比較するためのCGU全体としての会計的評価額は実際には213.3に等しくなり、以下のとおり明確化されることになる（IFRS第3号のIE65を参照のこと）。

- (i) 識別可能純資産の帳簿価値180（200から例えば償却額20を差引いた額）。
- (ii) 子会社ののれんの帳簿価値20。
- (iii) 財務報告書では表示されない未認識少数株主の非支配持分13.3（割戻しという慣習的な方式によって得られる。すなわち、 $0.4 \times 20 / 0.6 = 13.3$ ）。
- (iv) のれんのみなし修正後帳簿価値（割戻し後）33.3。

もしCGUの回収可能価値が、例えばのれん修正がない場合に195に等しかったならば、価値の減少は5に等しくなるだろう（ $195 - 200$ ）。実質的に価値の減少はもっと高く、18.3に等しい（ $195 - 213.3$ ）。のれんは60%の比率のみで認識されるので、親会社ではのれん減損損失のうち60%のみを認識することになる。この減損損失は財務報告書で表示されるのれんには11（18.3の60%）に等しい価値で、また、少数株主ののれんには7.3に等しい残余価値（財務報告書には表示されない）で配分されることになる。割戻し方式が支配権プレミアムも含まれるのれん価値を少数株主に帰属させる可能性を示しているのは明らかであり、それは結局、会計上ののれん価値を過大評価するというに等しい。全部のれんの選択肢を採ると手順が異なる。子会社CGUに帰属する会計上ののれんは30に等しい（すなわち過半数株主ののれんが20、少数株主ののれんが10）。このCGUの会計的評価額は210に等しい（ $180 + 30$ ）。このCGUの回収可能価値が195に等しいとすれば、価値の減少は15に等しい（ $195 - 210$ ）。この減損は過半数株主ののれんには9の価値（15の60%）で、また、少数株主ののれんには6の価値で帰属する。

6. 跋

本稿では、企業結合で発生しているのれんの会計記録に関する国際的会計基準の主要原則、企業結合におけるのれんの会計手続との関係でのれん価値が果たす役割など、いくつかの予備的問題を論じた。のれんの会計処理は極めて複雑な事項であり、国際的な公刊資料によって広く公表されているが、現在の会計基準の動向は1990年代に欧米で展開された論争の結果であるとともに、いわゆる「新しい経済」を特徴づけたいくつかの歪みにつながる問題の結末でもある。

〈引用・参考文献〉

- Ding,Y., J.Richard and H.Stolowy (2007),“Towards an Understanding of the Phases of Goodwill Accounting in Four Western Capitalist Countries :From Stakeholder Model to Shareholder Model,” *Accounting, Organization and Society*.
- Henning,S.L., B.L.Lewis and W.H.Shaw (2000), “Valuation of the Components of Purchased Goodwill,” *Journal of Accounting Research* 38(2), pp.375–386.
- Jennings,R. and R.B.Thompson (1996),“Accounting for Intangibles in the United States,” *Issues in Accounting Education* 11(2), pp.491–495.
- Johnson T. (1999),“No More Pooling,” *Accountancy:International Edition* 123(1270), pp.80–82.
- Johnson,L.T. and K.R.Petrone (2001),“Tale of Two Standards,” *Accountancy* 128(1299), pp.100–101.
- 小賀坂敦・川西安喜 (2019)「のれんの会計処理を巡る国際的動向」日本会計研究学会第78回大会 ASBJ セッション.
- 小野正芳 (2006)「再評価と減損処理の関係—イギリス固定資産会計」『千葉経済論叢』第35号, 77–104頁.
- 大倉雄次郎 (2019)「IFRS の導入会社ののれんの減損損失の実態分析とその課題」日本会計研究学会第78回大会自由論題フルペーパー, 1–19頁.
- 島崎杉雄 (2019)「買収後におけるのれん減損の要因」日本会計研究学会第78回大会自由論題フルペーパー, 1–13頁.
- 浮田泉 (2004)「FRS10におけるのれんと無形固定資産の処理」『関西国際大学研究紀要』第5号, 35–45頁.